

予算審査特別委員会：平成28年3月16日（開会 午前 9時30分）

委員長 おはようございます。それでは、ただいまから予算審査特別委員会を開会し、直ちに会議を開きます。ただいまの出席委員は12名で会議は成立いたします。それでは、昨日に引き続き予算審査を行います。アイヌ施策推進課長。

アイヌ施策推進課長 それでは、昨日委員会において、ご質問いただいた件についてご報告をさせていただきますと思います。藤澤委員より、ご指摘のありました平取町民芸品共同作業場、こちらの利用状況でございますけれども、平成26年度において255回の使用者がいたということになってございます。この利用につきましては平取町共同作業場条例に基づきまして許可をしております、3時間未満の方は1290円、3時間以上の方については2600円と、このようになっております、どなたでも利用できる状況ということでございますので、ご報告とさせていただきますと思います。以上でございます。

委員長 藤澤委員。

藤澤委員 5番藤澤です。表を出していただきありがとうございます。この一般というのは、個人でも利用可能ということなんですか。

委員長 アイヌ施策推進課長。

アイヌ施策推進課長 はい、個人でも利用は可能となっております。

委員長 藤澤委員。

藤澤委員 そうすると、この代表の方をお願いして使わせていただく、あるいは、当然、大型機械だと誰かがついてなきゃならんということにもなりますけどその辺はいかがでしょうか。

委員長 アイヌ施策推進課長。

アイヌ施策推進課長 ここに管理人がおりまして、その方にご連絡をさせて利用していただくということになるかと思えます。ただ、利用にあたりましては、熟練されて技術を持っている方ということになりますので、指導者がつくとか、そういうことについては考えておりません。以上でございます。

委員長 よろしいですか。それでは、議案第14号平成28年度平取町国民健康保険特別会計に対する質疑を行います。国保8ページの歳入から質疑を行います。質疑はございませんか。9ページ、10ページ。11、12ページ。13、14ページ。高山委員。

高山委員 6番、高山でございます。国保の13ページの特定健康診査等の負担金等について、ちょっと確認だけということで、お聞きしたいと思いますけれども、これらの特定健診等負担金につきましては、40から74歳までの被保険者に対する、特定健康診査等ということになりますけれども、これは、これに等が入っているからということになりますけれども、これは特定健康診査分と特定保健指導分、両方あわせて、その一部を国が負担するということのご理解でよろしいでしょうか。

委員長 町民課長。

町民課長 そのように考えていただいて結構です。またこの補助金単価の申請につきましては、補助単価が4080円、人数については500人の3分の1を見込んで計上しております。

委員長 よろしいですか。ほかございませんか。15、16ページ、高山委員。

高山委員 16ページのですね、前期高齢者交付金について、これも計算云々ということについては、なかなかちょっと難しくてちょっと私にはわからないんですけども、これ前期高齢者ということでございますので、65歳から74歳までの高齢者ということで、国保と被用者保険の加入割合の、それぞれ入っている格好になりますけれども、保険者間で医療費の負担の不均衡が生じるというようなことなかで、この計算の考え方、予算の考え方なんですけれども、前期高齢者の加入率が全国平均として、比較して低い保険者と高い保険者ということに、それぞれ、低ければ、調整金を拠出いたしますし、高ければ基本的にはこういったかたちで調整金を受給するということになってますけれども、歳出のところでは、事務費部分の拠出がないということで、もちろん平取町においては、高い保険者があるということで、その内容で前期高齢者交付金の交付金をいただいているという理解でよろしいですか。

委員長 町民課長。

町民課長 お答えいたします。前期高齢者交付金につきましては、社会保険、診療報酬支払い基金から交付されるものとなっております。考え方といたしましては、65歳からこちらのほうに入るわけなんですけれども、この方々につきましては、

それまでは社会保険料として、長年支払っていただいております。病気になることのリスクも若いうちはないときにですね、社会保険の方に加入して保険料を納めていただいて、65歳から加入ということで、これから病気のリスクも多くなる方が加入するというので、その保険料をこの社会保険診療報酬支払基金のほうからそれに見合う額ということでいただいているという考え方でございます。

委員長 よろしいですか。ほかございませんか。17、18ページ。19、20ページ。21、22ページ。23、24ページ。高山委員。

高山委員 23ページですね、一般会計繰入金の中でですね、それぞれ保険基盤の安定等繰入金が、3510万程度ということではいってまずけれども、これは歳出のほうではちょっと出ていますけれども、出産育児の一時繰入金については、1番目の一般会計の繰入金の中にですね、基本的には、それぞれ歳出に書いてありますように、一時金については35万、補償制度3万、少子化が4万ということで、一人の子どもについて42万の出産の育児繰入金がありますけれども、これらの経費の3分の2は、一般会計から、国保に繰り入れしているという計算の中に、一般会計繰入金の中に入ってるかどうかだけ、確認をさせていただければと思います。

委員長 町民課長。

町民課長 そのとおりでございます。

委員長 ほかございませんか。なければ、25、26ページ。27、28ページ。29、30ページ、藤澤委員。

藤澤委員 藤澤です。どの科目についてお伺いしたらいいかと思ってたんですが、24時間対応、あるいは緊急時の受け入れに対する加配というんですか。収入源があったと思うんですが、それはどこの部分に現れているんでしょうか、または切れているものなのでしょうか。

委員長 町民課長。

町民課長 これにつきましては一般会計からの繰入金の、直診施設の勘定の中に入っております。

委員長 ほかございませんか。なければ次に歳出の質疑を行います。国保32ページの質疑はございませんか。33、34。35、36。37、38。39、40ペ

ージ。41、42ページ。43、44ページ。45、46ページ。47、48ページ。49、50ページ。51、52ページ。53、54ページ。55、56ページ。57、58ページ。59、60ページ。61、62ページ。63、64ページ。65、66ページ。67、68ページ。以上で、平成28年度平取町国民健康保険特別会計の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第15平成28年度平取町後期高齢者医療特別会計に対する質疑を行います。後期6ページの歳入から質疑を行います。質疑ございませんか。高山委員。

高山委員

後期の6ページ、7ページもちょっとかかわりますけども、これは19年度まで老人保険制度があったやつが、20年度から後期になったということで理解をしておりますけれども、基本的には、これは広域連合にかかわる問題ではございますけれども、たしか2年に1度ずつですね、保険料率が変わるということになっているはずなんですけれども、もしおわかりになるようであればですね、28、29年度の均等割なり所得割、限度額はあまり変わってないということになると思いますけれども、その辺わかれば、ちょっと教えていただければありがたいですけれども。

町民課長

お答えいたします。この保険料につきましては、2年ごとに改正があるということで、平成26年、27年度につきましては、均等割が年間5万1472円のところ、平成28年度、29年度につきましては、年間4万9809円ということで、1663円の増となっております。また所得割につきましては、平成26年度、27年度が年間10.52%のところ、平成28年度、29年度につきましては、年間10.51%ということで、0.01%増となっております。また、限度額については57万円ということで変更はございません。以上でございます。

委員長

よろしいですか。ほかございませんか。なければ、後期7ページ、8ページ。高山委員。

高山委員

前のページもかかわりますけれども、先ほどこの保険料率が今回変わったということで、それぞれ広域連合の関係もございまして、町が具体的に計算をしてるということではないかなというふうには思いますけれども、ただ、ちょっとここで用語だけちょっと教えていただきたいんですけれども、いつもよくわからないんですけれども、6ページには同じ保険料のなかでもですね、特別徴収保険料と、それから7ページにはですね、普通徴収保険料ということで、それぞれのものでございますけれども、例えば特別徴収保険料については、年金天引きでないかということもありますけれども、その辺の特別徴収の場合は、そのなにをもって特別徴収になるのか、普通徴収の場合どうかということがわか

ればちょっと教えていただければということでご質問したいと思います。

委員長 町民課長。

町民課長 お答えいたします。特別徴収につきましては、公的年金からの引き落としということで、年金の支給額が年間18万円以上の方については原則として、特別徴収として引き落としをさせていただいております。これは年金については2か月分が支払われることから、保険料につきましても2か月に相当する分を引き落としをさせていただいております。また、これ以外の普通徴収につきましては、年金の1年間の金額が年間18万円未満の方、また、介護保険料とあわせた保険料が、年間の年金の支給額の2分の1を超える方につきましては、普通徴収として市町村から納付書をお送りしまして、徴収をさせていただいております。以上でございます。

委員長 ほかございませんか。なければ、後期9、10ページ。11、12ページ。13、14ページ。15ページ。次に歳出の質疑を行います。後期17ページ。質疑はございませんか。18、19ページ。20、21ページ。22、23ページ。以上で、平成28年度平取町後期高齢者医療特別会計の質疑を終了いたします。  
続きまして議案第16号平成28年度平取町介護保険特別会計に対する質疑を行います。介護7ページの歳入から質疑を行います。質疑ございませんか。高山委員。

高山委員 7ページですね、第1号被保険者の保険料等について、ちょっとお聞きをしたいと思います。先般、昨年的一般質問の中でもお話をしておりましたけれども、この滞納額ということについてということのなかで、実は先般もちょっとお話ししたんですけれども、この保険料につきましても、強制徴収公債権の範囲にあるということでございますので、本来介護保険は2年が納期限といえますか、時効といえますか、納付期限ということになりますけれども、これらについても一定程度やはり相当古いものについては、不納欠損していつてるのか、それともずっとこういったかたち残っているのかについて、まずお伺いをしたいなと思います。

委員長 保健福祉課長。

保健福祉課長 お答えいたします。今の段階ではそのまま滞納の分で、今回も計上させていただいております。

委員長 高山委員。

高山委員 この介護保険料のそれぞれ未納分につきましては、介護保険料の額が特定される、例えば65歳になった時に、税の確定が6月ということのなかで、10月から年金天引きということになりますので、その間の金額がほとんど、未納になるということが多いのかな。年金から天引きする分についてはもう、65歳の10月、もしくは一定程度のなかで、年金から徴収されるので、こういったかたちで未納がなくなるということは、でてくるということはほとんどないのかなと思いますけれども、そういった意味ではですね、前に、なぜ落とさないのか、時効なってるのに落とさないのかということで、担当課長に聞いたときにですね、それは介護保険会計の中にペナルティーがあるということで、基本的には介護保険も1割ですけれども、そういう未納の分等が残っていれば、3割にすることもできるということでございますので、そういったことのなかで、なかなか不納なりにできないというような状況もあるかと思っておりますけれども、そういったかたちのなかで、過去に、実際的にもう寝たきりになったり、使っているけれども、3割に適用がないという人については、やっぱり精査しながら一定程度、時効になったものについては、何でも不納欠損にすればいいということではございませんけれども、その辺についてもやっぱり、整理が必要かなと思っておりますけれども、その辺はどうでしょうか。

委員長 保健福祉課長。

保健福祉課長 滞納の方の介護に関する、基本的には滞納の方は当然その介護保険使うにあたっては後での負担が2割、3割になりますよということで滞納の方にはお知らせしながら、少しでも今は現状としては入っているような状況であります。それ以外、家族の方も含め、その辺の滞納の整理していただいているところでございますが、高山議員のおっしゃることに対しては今後十分検討しながら、進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

委員長 高山委員。

高山委員 もう1点だけ今のあれですけれども、仮にこれが時効になったものが、7年、8年たってから、この介護保険料の未納分を集めることができた時には、それは本来時効になっても、介護保険料として、収納できるのかどうかというところは、その辺はどうなんでしょうか。もうすでに時効になって、それを介護保険料の保険料として受け取ることができるのかどうかだけ、それをちょっと教えていただければ大変ありがたいんですけど。

委員長 保健福祉課長。

保健福祉課長 基本的に介護保険の中では、今の段階で時効の方はちょっと、見てみないとかなんとも言えないんですが、少しでもですね、この5年間という時効のあれがありますけど、そのなかでいろいろお話ししながら少しでも支払っていただくということのなかでは進めていますのでご了承願いたいと思います。

委員長 高山委員。

高山委員 僕聞いているのはそういうことではなくて、それもそうなんですけれども、時効を過ぎたものが介護保険料を納めたときに、町としては、それは、介護保険料として収納できるんですかということをやちょっと、わからないので教えていただきたいということなんですけど、その辺はどうでしょうか。

委員長 保健福祉課長。

保健福祉課長 基本的にはできないということになると思います。

委員長 高山委員。

高山委員 その場合は、寄付とか、ちょっとよくわからないですけども、どういう、例えば中には、過去には知らないで、実は何万も実はお金を集めて、すでにあれしてたものを、未納者名簿のなかで、実はお金を集めてきて入れたことはある、その時にはちょっと、当時は僕もわからなかったんですけども、介護保険料として入れたつもりではいたんですけども、今時効をこえてできないということになれば、町としてはどういうかたちで受けるということになるのかだけ、雑入も変ですよ、寄付ということになるんですか。それはどうでしょうか。

委員長 税務課長。

税務課長 基本的には受けられないんですけども、もし受けるとすればですね、今言ったような寄付金というようなことで受け取ることはできるのかなというふうに考えております。

委員長 よろしいですか。はい。藤澤委員。

藤澤委員 5番、藤澤です。介護保険料についてお伺いをいたします。皆様ご存知のとおり、管内の介護保険料の表的なものが新聞に載りまして、ここ数年来、平取町はおかげさまで、安い介護保険料設定ということになって、町民も理解をしているところがございますが、その分、サービスのほうが3500円分なのか、

あるいは500円上げて、4千円になったら、介護サービスがぐんと良くなるのか、まあいろんな算定の基準があると思うんですが、ここ数年保ってきたこの介護保険料、もうちょっと頑張って、この状況でいけるのかどうか雑駁でよろしいですが、お伺いをいたします。

委員長

保健福祉課長。

保健福祉  
課長

お答えいたします。保険料が安いから、サービスが低下するということは一切ございません。それとですね、今後の介護保険料の見通しですが、現在6期という計画の中で、今の基金、当初7300万程度ございました。それを、ある程度国の指導もございまして、保留するなということのなかで、基本的には今回の計画の中では、5700万程度、まあ使うという予定であります。今後第7期に向けて、今回3年間の決算がどうかたちで出てくるかちょっとわかりませんが、ある程度は、次期の介護保険の中では、今の3500円から1千円かいくらになるかわかりませんが、それくらいは上がるかなという予定しております。

委員長

藤澤委員。

藤澤委員

藤澤です。ただいま国の指導と申しますか、内部留保を吐き出ささいと、というようなことが、まあ指導がなされるということになります。平取町にも、そういう特養なりの施設がございまして、やはり内部留保を吐き出ささいと。貯金を使って備品調達なり、中破、大破、修理代を出ささいと。そういう流れになったと思いますが、これはあくまでも、ちょっと外れるかもしれませんが、いわゆる保健福祉課サイドでも、きちっとその旨を守って時々、留保を溜め込んでるというそういう、公的な話し合いの場で裏金という言葉を使ってはいけませんが、何らかのかたちで内部留保を保ちながら、やっていかなきゃならんというのは、これは姿勢というのはこれでよろしんでしょね。

委員長

保健福祉課長。

保健福祉  
課長

まあ、うちの介護保険会計の中で、内部留保っていうよりは基本的には運営のための基金として、積んでいるというかたちでございまして、その辺で理解していただければと思います。

委員長

藤澤委員よろしいですか。高山委員。

高山委員

ちょっと今その後からその辺お聞きしようと思ったんですけれども、関連でご質問をしたいと思っています。ただあの、今お話がありましたように、介護保険

で剰余金が残っているものについては、そういったものの使い道について非常に特定されているということでございますので、資金的に余裕があっても、例えば保険料に、というようなことになるかなと思います。ただあのちょっと、今年の予算説明書の14ページのところにですね、基金現在高の見込み状況ということで書いてありますけれども、介護保険につきましては、27年度の年度末残高については、5500万円程度。若干、そういった意味では剰余が出ると思いますので、剰余金を入れても5500万ですから、5千7、8百万程度ということになるのかなと思っています。で、28年度の予算のところを見てみますとですね、積立は9万4千円ですけれども、この、新しい3年間の計画の中では、その前の計画のときの保険料をそのまま据え置いたということで、一般質問中でもお話ししましたように、町民的には安い、保険料で、今、ご質問あったように、安いからといってサービスについては落ちるのではない、ということは当然にしてわかりますけれども、ただ今年を取り崩し額を見ると、2400万程度。これに少し、28年度末、ちょっとわかりませんが、28年度末で3千2、3百万きつともって残るであろうと。ただ、今回の新しい3か年では、1年目に2400万使ってますから、来年もまた使うだろう。ましてや、今、だんだんですね、そういった意味では、予防に力を入れようとか在宅で頑張ろうということがあっても、だんだんそういった介護の必要量というのは増えていくであろうと。ましてや、グループホームもできたということで、生活支援ハウスはまた別ですけれども、グループホームができたということになりますけれども、そういった意味では、来年も2千万程度は使うだろうと、3年目の最後もそれぐらい使うということになると、この基金については、介護保険会計の基金については、いいところ、そういった意味では使ってしまうと。次の3年間はやっぱり、それぞれの町民に負担をいただきながらということになるかなと思うんですけども、そういう3年間の基金の使い方も含めて考えたときに、一定程度予防に力入れたりなんなりしなければなりませんけども、このままの基金の取り崩し額でいくと、この計画年度の中では、3年間の中では、なくなるであろうという想定をしておりますけれども、その辺は担当課長としてはどのようにお考えですか。

委員長

保健福祉課長。

保健福祉  
課長

お答えいたします。まず、6期の計画の中でいきますと、1900万ずつの3年間ということで、5700万基金を取り崩すという予定でございます。これあくまでも予定ということで、今年度も最終的な決算は出ておりませんが、ある程度1500万程度になるんでないかと、繰り越しも含めてですね、1500万程度になろうかなと、そういうような今のところは予定でございます。基本的にその保険料によって、やはり、当然基金の取り崩しも変わってきます。そういうなかで、当然その給付自体が落ちれば当然その保険料もそんなに上が

ることはないと思います。そのために、本年度というより、総合事業ということで始まりまして、介護予防なりそういうことで力を入れるということになりますが、基本的にはまだ、この3年間、予定といたしましては2千万円程度は残しながら、次の第7期の計画に向けて、保険料を考えていきたいと、そのように考えております。

委員長

高山委員。

高山委員

この予算説明資料にいくと、27年度の見込みは確かに担当課長言ったように、1500万程度という取り崩し額が出ていますけど、今お話したように3年間で5700万ということであれば、単年度それぞれ平均にすると、2千万もちろんいかなないということなんですけども、初年度の計画年度スタートの28年度には、すでに予定ですからわかりませんが、2400万ぐらい取り崩すということになっている。このベースでいって、これから先ほど言ったように、予防だとか在宅に力を入れながら何とか介護保険料を抑えていかなければということのなかでいくと、先ほど担当課長が言ったように、この6期のなかで5700万で本当に収まるんだろうかという心配と、内部の留保資金的なこの基金もですね、一定程度、1千万程度持っていったほうが、私はいいかなと思うんですけども、その辺、この3年間で基金全部いってしまうというような、そういう感覚があるんですけどその辺の考え方っていうのはどうなのかだけ一点聞かせていただければ。

委員長

町長。

町長

それでは私のほうからお話申し上げたいと思いますが、ここ3年についてはですね、結論から申し上げまして、基金の支消をしながら、やりくりをして、介護保険会計を運用していきたいということで考えております。いずれにしても、予防に力を入れながら、病院にかからない、介護のお世話にならない、認知症にかからないというそういった予防に力を入れながら、できるだけ介護保険料を低い状況に努力したいというふうに考えております。あくまでもこの基金の現在高のあくまでも見込みでございまして、何とかそういう努力をしながらですね、あまり町民に負担がかからないようなかたちに、努力をしてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解を願いたいと思います。

委員長

高山委員。

高山委員

余計な話すると一言だけということで、今、町長言われたように予防だとか在宅だとか、介護にならないそういったかたちでということになりますけれども、そういった意味のなかで、今回の6期の保険料についても設定してきたという

ことをお話ししていますけれども、この設定の、今の前期の計画の保険料を抑えた、もちろん町民にとってはいいんですけれども、この抑え方っていうのは、基金があったから抑えられるだけであって、これがなくなったときのことを考えたらですね、1千円できかない、もっと正直なところは、上がっていくだろうという、私は個人的な予想をしていますけれども、今言われたようなかたちで、今期の保険料についてはちょっと、ほとんどが、この基金のために制御できたということですので、その辺のことの議論についてはまた別ですけども、何とか、地域全体の中で支え合いながら、この基金を残していきながら、次期のときに1千円も1500円も上がったなんてことに、今のままではなるであろうという予想もしていますけれども、そういうようなかたちのなかで、地域をあげて協力しながら、介護保険料を、介護になる方を抑えていくような、働きかけを私たちもしていかなきゃならないということで、思っていますので一言だけ付け加えてさせていただきます。

委員長 町長。

町長 いずれにしてもですね、基金運用しながら、町民に負担をかけないようにという考え方、前段申し上げた理由で努力をしたいということでございまして、いずれにしても極端に町民の方に、負担のかからないようなかたちを、一生懸命努力をしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

委員長 ほかございませんか。なければ、介保8、9ページ。10、11ページ。12、13ページ。14、15ページ。16、17ページ。18、19ページ。20、21ページ。22、23ページ。24、25ページ。26、27ページ。28、29ページ。なければ次に歳出の質疑を行います。介保31ページの質疑はございませんか。32、33ページ。34、35ページ。36、37ページ。38、39ページ。40、41ページ。42、43ページ。44、45ページ。46、47ページ。48、49ページ。50、51ページ。52、53ページ。54、55ページ。56、57ページ。58、59ページ。60、61ページ。62、63ページ。以上で、平成28年度平取町介護保険特別会計の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第17号平成28年度平取町簡易水道特別会計に対する質疑を行います。町民課長。

町民課長 大変申し訳ございません。先ほど国保会計の藤澤委員のご質問の中で、ちょっと間違った解答をしていますので訂正させていただきます。藤澤委員からのご質問につきましては、休日夜間の医師の診療に対する確保対策についてということでご質問をいただきまして、私先ほど、一般会計からの繰入金ということ

で回答させていただきましたが、以下のとおり訂正させていただきます。この夜間休日の医師の確保対策につきましては、国保14ページの国庫補助金の中の財政調整交付金の中の特別調整交付金の中に、直診施設の診療費として、医師確保対策として450万円を交付されております。それをその他整備費用とあわせて、国保67ページの直診施設勘定繰出金796万円として、国保病院の特別会計に繰り出しているという状況になっておりますので訂正させていただきます。大変申し訳ありませんでした。

委員長 よろしいですか。それでは、水道7ページの歳入から質疑を行います。質疑はございませんか。8、9ページ。10、11ページ。12、13ページ。次に歳出の質疑を行います。水道15ページ質疑ございませんか。16、17ページ。高山委員。

高山委員 水道の17ページの建設改良費について、ちょっと教えていただきたいということで、15節のそれぞれ、建設改良に伴う工事請負費が、そこに書いてございますけれども、まあ量水器の取り替え工事はまた別でございますけれども、歳入のところにありましたように、今回起債で1億2900万程度ということになってますけれども、これは、それぞれ起債は過疎なのかどうなのか、その辺だけちょっと教えていただければというふうに思います。

委員長 建設水道課長。

建設水道課長 簡水債になるのかなということで考えております。

委員長 高山委員。

高山委員 そうしましたら、三つとも工事は簡水債ということで、まあ、過疎になる可能性もあるということかもしれませんけれども、ちなみに簡水債は交付税措置はどの程度なのかということも、ちょっと教えていただければ。

建設水道課長 簡水債の交付税措置につきましては、元利償還金の大体20から25%ぐらいということで考えていただければよろしいかと思っております。

委員長 よろしいですか。ほかございませんか。高山委員。

高山委員 ちょっとそのなかでの関連でございますけれども、ちょっと予算書がそのかわりになりますので、水道の25ページの、起債の関係のところ絡めてですね、ご質問させていただければと思っています。この現在高の見込みに関する

調書にいくと、前々年度の現在高については、11億3315万程度。前年度末の現在高見込額ですけれども、少し増えて11億7千万程度。今回、そういった意味では、起債をこれでも過疎を使うということもあるということを書いてますけれども、その辺のことも含めていくとですね、28年度末の、現在高見込みについては、12億1700万程度ということで、28年度中の起債見込額と、その年度の元金の償還見込額を入れてもですね、差し引きすると4千万ちょっと、基本的には増えている。このままのかたちで、建設改良がどんどんやっっていかなきゃならないという事情も、先般の一般質問で聞いてわかっておりますけれども、このペースでいくと、起債償還が追いつかないということになる、そういったかたちであれば、毎年度、起債残高が増えていくということに、まあこれから推測するとそういうふうになるんですけれども、先般もらった、水道料金の高料金対策実施計画のなかの、実は経営状況を見ると、いろいろ書かれていますけれども、支出の削減についてということのなかで、建設改良費についても、1億円以上を超えた事業がこれからどんどん増えていくということになりますけれども、この辺どうなんですかね、先ほど前回の一般質問でお話しましたように、世帯は少なくなっていく。ただ、建設改良費なり償還なり、まあ償還は基本的には一般会計の繰り入れということのなかで、一般会計から地方公営企業にそれぞれ繰り出す額については、2分の1ですよというようなことだとか、高料金対策の2分の1建設改良費の10%、そういったものが、元利とともに一般会計から繰り入れされますけれども、今のままですとこの年度によってちょっと違うんじゃないかと思っておりますけれども、この事業費ベースがこのままいくとすると、起債残高は段々増えていく。増えていくけれども、それに見合う一般会計の繰り入れはルールどおりですけれども、水道料の徴収についても、今のままのスタイルでいくと、どんどんどんどんあわなくなる。あわなくなってくると一般会計からの特別な繰り入れはできるかどうかということ、ちょっと私わかりませんが、その辺の予想というか、これ確か、毎年、高料金対策実施計画というのをあげるかたちになって、過去2年とこれで見ると将来3年のものは、お示しをなさいということにはなってるんですけども、どうなんですかね、この建設改良事業費のこのままでいくと、起債償還しても、起債がどんどん増えていくということになっていくんでないかなということをお慮してはおりますけれども、やっっていかなきゃない事情も当然にしてわかりますけど、その辺は、どのようにちょっとお考えなのかお聞きしたいと思います。

委員長

建設水道課長。

建設水道  
課長

はい。起債の関係そして事業の関係であります。昨日の一般質問でも答弁いたしましたので、平取の施設については老朽化しているということで、配水管整備についても、長期整備計画につきましては1億ということの計画をしております。

した。それでいくとだいたい全部で24億という事業費がかかります。それでいくと、21年かかるという予定での配水管整備計画となっております。ただ、今回の第6次総合計画の計画を立てるときはですね、1億のペースでいくと平取町全体の財源の関係、調整の関係、いろいろございますので第5期総合計画については水道管の配水整備計画については7千万で行いたいと。そして、工費については8千万ということでの事業計画での総合計画を立てております。そして、今の起債の関係での償還での負担については、昨日の一般質問でお答えしましたけども、中部簡水での事業が25億円。そのうちの12億が起債だと、そうしてその起債元利償還が約毎年7千万、それが元利償還金での起債償還に占める割合での、率が約70%から75%を占めてる。その中部簡水での起債の償還が終了するのが、平成34年から39年ということになっております。それを過ぎると起債償還についてもだんだん落ちついてくるのかな。ただ、今言った事業が配水管整備工事だけではなく、平取町の施設が老朽化をしているということになってくると、今後、配水地なり、そういうもろもろの整備も必要になってくる可能性があります。はっきり申し上げまして、厳しいのは確かだと思いますけれども、施設整備についてはですね、状況をみながら整備をしていきたいと。そして基金についての一般会計からの繰り入れにつきましては、基本的には総務省から示されている基準をしますけれども、状況に応じては基準外繰り出しということのなかで、今の現在の水道料につきましては、全道でも3番目の高さという高料金となっております。当面の間については、今この水道料金については維持をしてですね、一般会計でできる範囲内の水道会計の収支は行っていきたいということが、私、担当課長の今の考えであります。

委員長 ほかございませんか。千葉委員。

千葉委員 11番、千葉です。水道の17ページ、工事請負費の部分で、15節の工事請負費の部分でちょっとピンポイントの質問なりますけども、よろしくご回答お願いしたいと思います。振内橋の添架配水管整備工事ということで、まあ国道のですね、振内橋が供用されて開通するにつれての多分、配水管の整備工事だと思いますけども、この場合、町の水道会計のほうの歳出で全面賄うのか、私の感覚でしたら、やはり国道のルート変更になるということであれば、道路管理者である開発局あたりの何らかの補助、あるいは交付の金額が含まれての工事費として出すのか。その内訳について、丸々町が負担するののかも含めてお伺いしたいと思います。

委員長 建設水道課長。

建設水道 はい。振内橋の架け替えでの水道工事、これにつきましては、あくまでも架け

課長 替え工事について、うちは国道の橋に添架しているということですので、補償というのは対象にはならないということになっております。それで、町の全部負担ということで、27年度から事業については、そのようなかたちで計上させていただいております。

委員長 千葉委員。

千葉委員 その辺のからくりというのは私もよくわからないんですけども、ルートを決めて、まあ国道の路線も変更、橋の位置関係も当然変わりますんでね。変更になるということですので、私やっぱり何らかのかたちで幾らかでもですね、100%でなくてもやっぱり半分ぐらいは、ご負担いただけるものかなという感覚で実はおりましたけども、その辺の話し合いの中身っていうのは、開発局のほうとも打ち合わせのなかではっきり、全額町負担というかたちで進んでいたんでしょか、ちょっとその辺の経緯も含めてお知らせいただければと思います。

委員長 建設水道課長。

建設水道課長 はい、私どもも当初については、移転のそういうものの補償については、どうかということでの協議はさせていただいております。ただ、橋梁なりそういうものについては、旧橋についてはあくまでも占用してそれが廃止になって、新橋については新たに占用ということで、橋梁の添架している町のほうのあくまでも負担ですということらしいんで、あくまでもそういう補償対象には、そういう物件の補助にはならないということで、協議はしております。

委員長 千葉委員。

千葉委員 今回の説明ちょっと理解できてないんですけども、事前協議の中でもあくまでも水道の配水管の移設に関しては、補償対象にならないよというかたちになる説明を受けたのかどうかわかんないんですけど、一般的に考えれば、私はやっぱり、ルートそのものを決めていくのは開発局の発注による。それから、当然のことながら、現在の位置関係とずれていくということになれば、その部分で、例えばルートが長くなれば長くなるほど、今回もそうですよ。取り付け道路前後、日高側、それから振内の市外側と、相当道路のルート変更もあるみたいですけども、この場合においてもやっぱりそういう理解をしなくては、我々町民はいけないのかなという感じがしてますけども、ちょっとですね、具体的にもしその辺の、今後のことも多分あると思いますんでね。何かありましたら、また機会をもってですね、開発局の意向も含めて、こういう考えだよというものがあれば、お示しいただければありがたいなというふうに思ってます。

委員長

副町長。

副町長

道路の占用物件の移転については、いろんな取り扱いがあつてですね、かなり以前は、占用物件でも移転補償の対象にしていたという時代もありましたけども、今は、正直言って占用物件については、占用者の責任において移設をしていただきたいというのが原則でございます。ですから、今回のこの国道につきましても、道道の貫気別地区の雑排水、あるいはその水道管の移設についても基本的には、占用者の責任において移設をするということになりますので、占用してない部分については補償の対象になります。ただし補償の対象になりますけれども、その施設の耐用年数によって、補償の率が決まってくる。ですから100%補償というのは、現在ではありえないとことで、そういうような状況のなかで、開発局あるいはその建設管理部と協議をしているとことで、ご理解をいただければというふうに思います。以上でございます。

委員長

よろしいですか。ほかございませんか。水道16、17ページ。なければ18、19ページ。20ページ。次に水道4ページ。第2表地方債について質疑を行います。質疑ございませんか。以上で、平成28年度平取町簡易水道特別会計の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第18号平成28年度平取町国民健康保険病院特別会計に対する質疑を行います。病院5ページの収益的収入から質疑を行います。質疑はございませんか。松原委員。

松原委員

1番、松原です。病院5ページの、外来収入に関してなんですけども、この年間の一人当たりの診療単価なんですけども、振内と平取の医療単価っていうのは、ちょっと金額違っているんですか、診療所の場合単価高いんでしょうか。

委員長

病院事務長。

病院事務  
長

診療単価につきましては、本院の場合は内科、外科というような診療があります。振内の場合ですと内科が、ほぼ100%近いような感じになってますので、そこのところですね、どうしても外科の単価というのは低くなりますので、そういうことで平均すると、本院のほうが低いというようなことになっております。

委員長

ほかございませんか。鈴木委員。

鈴木委員

収益的収入、1款1項1目1節ですか、入院収益について伺いたいというふうに思います。28年度においてはですね、1日平均の患者数43人ということ

で、27年年度の入院収益で比較しますと、244万6千円ほど、増収というかたちで計画をされております。そこで伺いたいんですけども、まず27年度ですね、まだ完全に終わってるわけではないですけども、1日平均の入院患者、そしてまた医業収入として、この入院収益として掲げている数字については、どういう数字が見込まれているのか、それについて伺いたいと思います。

委員長 病院事務長。

病院事務長 27年度の見込みということですけども、入院収益につきましては、現時点の見込みで1億9千万ほどの収益を見込んでおります。入院の平均患者数ですけども、現時点では約1日当たり35人というようになっています。

委員長 鈴木委員。

鈴木委員 今お答えいただいて、1億9千万ほど、そしてまた、1日平均35人ほどという回答いただきました。そうしますとね、この28年度の43人、との間には1日平均で8人違うというかたちになるわけでありますけれども、この辺についての対応っていいですか、対策といいますか、そういうことについての、考え方を持った上でたぶんこの数字出されているというふうに理解したいなと思うんですけど、その辺について伺いたいと思います。

委員長 病院事務長。

病院事務長 病院事業につきましては、一般会計等と違いまして収入があつての支出がなく、費用があつての収益というふうに考えております。それで今回43人ということにさせていただきましたのは、4月から新しい先生も変わります。そういう部分も含めて、これぐらいの入院患者を見込んで運営をしていきたいというふうに考えておまして、今回、こういうふうなかたちで予算を出させていただきました。

委員長 鈴木委員。

鈴木委員 まあ新しい先生が来るというようなことで、ということも今言われたところありますけれども、そういった意味では本当に、積極的にですね、入院患者を受け入れて、この数字ぜひ達成する方向でやっていただきたいなというふうに思っているところでもあります。それで、過去のことは言っても仕方がないということにはなるんですけども、実はこの平取町立病院、決算の資料で調べてみますとね、入院患者のピークというのは平成23年ということ、この時は1日平均46.9人ということであったんですね、で、この病院としては2億

4900万、28年度掲げてますけれども、まあ23年から28年まで、大体その2億4700万から2億4900万という入院収入見込んでいるというわけでありまして。それで、先ほど言いました23年には、46.9人ということで、本当に2億4700万のその年の予算に対して、2億4千万まで収益を上げたということで、700万ほど予算に届かなかったという程度までいった時期があります。ですから、やっぱりそういうふうにはですね、積極的に入院患者を受け入れる、そういうことをやっぱり改めて、新しい医師も入るといふかたちのなかでは、やっていただきたいなということをおっしゃっているところでありまして。そういった意味でですね、実は、なぜその入院患者が増えないのか。あるいは、ということでは過去の例としてはやはり皆さんご承知だと思いますけれども、数年前、十年近く前ですか、に、おられた院長先生はですね、非常に患者への対応が悪かったということで、病院になんか行くものかという町民の方が何人も続出したという時期があります。そういった意味では、本当に病院の接遇ってというのは、非常に大事だということに思っているんです。それで、この入院患者にかかわって言いますとね、26年の10月の決算審査のときに、事務長のほうに実はその病院の入院について、医師が入院の必要ありと認めているのにもかかわらず、入院が拒否されたというような事例を聞くぞ、ということをお話をしたことがありました。ただ、その時は事務長はそういう話は聞いたことがないということで、否定をされたというふうに思っております。しかしですね、この27年度になってもですね、そういう事例というのはやっぱり、今も聞こえてくるんですね、今現在も。その1件については、だれなのかということも特定できておりますしね、本当に実際、そういうことが病院の中でないということにはやっぱりならないんだなということ、改めて実態としてつかんできていますか、確認しているということがございます。その他にもですね、聞いている案件というのはほかにもあります。そんなことなものですからね、そのことをとやかくということよりも、やっぱり病院内の接遇ということについてもう少し充分、やっていただかないとこの数字はやっぱり掲げても、新しい先生が来ても、そうなんのではないのかと、やっぱりそのこと非常に危惧するということなわけです。もう1点言いますと、26年度やっぱり予算で、2億4700万、だけど売上げとしては、売上げといいますか収益としては1億7600万ということで、その7100万もですね、入院収益でもって不足をだしているということで、そういうこともありますので、そういうことがたびたび続くとやっぱり、これから新しい病院をつくっていく上でも、本当に病院の将来ということが心配されるということになりますので、一番言いたいのは、とにかくそういう事例が今後一切聞かれないような、そういう病院内での接遇に対しての指導といいますか、しっかり行って、入院患者の獲得、こういう43人という目標をできるだけ達成できるような、そういう体制をぜひつくっていただきたいということをお願いを申し上げたいと思います。

委員長 病院事務長。

病院事務  
長 入院を断るということについてはですね、現在、うちの医師の中にはないとい  
うふうに考えております。うちの病院で治療できる患者さんにつきましては、  
そういう状態であれば、入院をして治療をしていただいているというふうに私  
は認識しております。それと接遇の問題につきましてはですね、看護師も含め  
て研修会等を開きながら、何とか改善していこうということで努力をしており  
ますので、その辺のところはご理解願いたいと思います。

委員長 鈴木委員。

鈴木委員 医師が拒否したということは私は言っていません。医師が入院が必要だとい  
うふうに認めているのに、それ以外の方のほうからのいろんな、例えば、完全看  
護という体制であるのにもかかわらず、付き添いがいないとかっていうことを  
言ってですね、という話とか、そういうある意味、手間のかかる患者といいま  
すかね、そういうかたちのなかで、入院ができなかったという事例について、  
聞いているということで、医師が拒否したっていう話は私はしてません。

委員長 病院事務長。

病院事務  
長 ちょっと私の理解の仕方が間違っていたのかと思いますけども、そういうこと  
はあってはならないことだと思いますので、もしそういう事例が今後も起こる  
ことのないようにですね、職員、看護職員だと思いますけれども、看護職員に  
対してはですね、そういうふうなかたちで指導していきたいと思います。

委員長 よろしいですか。鈴木委員。

鈴木委員 今、回答いただきましたので、あれですけれども、とにかく議会のほうででも  
こういう話が出たということ、本当に接遇ということは、病院の経営にとって  
これから本当に大事だぞということを、ぜひ、病院内に伝えていただければとい  
うふうに思っておりますので、よろしく願います。回答はいりません。

委員長 千葉委員。

千葉委員 11番、千葉です。病院の5ページの同じく外来収益のことで、このまた振内  
の診療所のことでお伺いいたしますけども、予算書の中で昨年度、平成27年  
度の場合は、1日平均患者数19人の見込みでありました。年間の延べ患者数  
も4313人ということで、藤井先生が、振内の方に、招聘されまして、大分

定着して患者さんが相当増えてるなって、私も近所ですのでそういう傾向は全く否定しませんし、一生懸命、取り組んで地方医療に対して、理解を示してくれてる先生だなというふうには思ってますけども、今年度の改めて、外来収益を見てみますと、一日平均の患者数が30人で見込んで、年の要するに延べの患者数でいったら、プラス2300人も増えてですね、6600人ということで、去年は4313人の予算書だったんですけども、1日当たりの診療単価は変わらずとしてもですね、この辺もやっぱり見込みとして本当にどうなのかな。この数字どうなんですよって。やっぱり疑問にちょっと思ったわけですね、この予算書いただいたとき。改めてまたちょっと鈴木委員と似た感じなっちゃうんですけども、去年の実績ちょっとトータル、まだ3月終わってませんけど教えてください昨年度の。

委員長 休憩します。11時に再開とします。

(休憩 午前10時45分)

(再開 午前11時00分)

委員長 再開します。病院事務長。

病院事務長 振内診療所の年間患者数ですけども、27年度の見込みでよろしいかと思えますけども、4200人ほどということで見込んでおります。

委員長 千葉委員。

千葉委員 11番、千葉です。27年度の予算では4313人ということで計上して、実績がだいたい4200人かそこらということでありますけど。それが28年度、一気に6600人というかたちで、1日の平均患者数30人ということで、計上した根拠をお知らせいただきたいと思えます。

委員長 病院事務長。

病院事務長 27年度の実績でいきますと、ここまではないかなとは思いますが、振内の先生と話す機会もありまして、積極的に地域医療に取り組んでいきたいということで、訪問診療も増やしていきたいということも伺っておりますので、そういう部分からですね、1日30人ということで、今回、予算の見積もりをさせていただいております。

委員長 千葉委員。

千葉委員

私が申し上げたいことは、例えば本年度の予算としてですね、こういった数字をのっけて説明を受けるということは、ある種の期待感というのかな、私も振内に住んでいる1人としてもってしまうわけなんですけど。ただ、結果的には、実際は6600人どころか、5000人もちょっと難しかったなという、決算として今度数字があがってくるとですね、最初に、予算として掲げた数字は一体何だったのということになるわけですよ。確かに、私冒頭に申し上げたとおり藤井先生本当に積極的にですね、訪問診療も含めて患者さんの数も、増えてきてるのは私はその辺のことはしっかりと受けとめてますけども、ただ予算の説明の中でね、こういった数字を掲げて、本当に実行できるんだろうかと。先ほど鈴木議長も同じようなこと言ったんですけども、やはり根拠としてあげてもらい以上は、やっぱ期待感も持つわけですから、その辺についてはですね、逆にこれを上回るぐらいの数字が出た時はもう本当に、予算としてありがたい、町としても、この診療所を持ってよかったな、地域としてもよかったなと思うわけなんですけども、その辺がね、期待感だけであげられると、ちょっと困惑するんですけど、その辺の考え方どうなんでしょう。

委員長

病院事務長。

病院事務  
長

確かにそういう部分もあるかと思います。それで振内診療所につきましては、年々患者さんも増えているということもありますので、今回、こういうかたちで、実際の現実の数字より多いかもしれませんけども、こういうかたちで予算をあげさせていただきました。予算の積算の仕方につきましてはいろいろあるかと思いますが、今後ですね、その辺のところを実際、その実績に合わせて見ながら、予算の見積もりを立てていきたいというふうに考えております。今回につきましてですね、このようなかたちであげさせていただくことをご理解願いたいと思います。

委員長

千葉委員。

千葉委員

わかりましたというか、そういうご答弁ですので、領かざるを得ないということですけど、それと逆に本院、平取本町の国保病院の1日平均の患者数100人、これはもう昨年と変わらないわけなんですけども、入院の収益の部分でね、先ほど議長言ったように、28年から43人ということで、じゃあ外来はなぜ数字を変えなかったのか、期待感はないんですか、新しい先生の部分もちょっとお話になってましたけど、この辺はね、昨年と全く同じ予算ということでの意味合いも、ちょっと説明いただければなと思います。

委員長

病院事務長。

病院事務  
長 外来につきましては、先生が新しくなることで増えるということも期待しておりますけれども、入院につきましては、昨年48床ということで、病床変更させていただきましたけれども、現在35名程度の入院ということで、推移しておりますけれども、その辺でですね、もう少し入院患者を増やしていきたいというふうなことで、入院のほうは数字をあげさせていただいております。外来につきましては、新しい先生には期待はしているんですけれども、その辺でですね、そんなに患者さんは大幅には増えないだろうということで、今回、100人ということにさせていただいております。

委員長 千葉委員。

千葉委員 11番千葉です。改めて答弁は求めませんが、やっぱりこの予算見たとき病院会計ですごく違和感を持ったんですね。振内みたいな小さな診療所で、11人、日平均増えてくる。トータル年間で6600人。年間トータルしたら2300人も増えてくる。なのに本院は全く数字が動いてない。これやっぱりね、違和感を感じるなってほうが事務長無理なんですよ、我々にしてみたら。やっぱり、できるだけ現実味のある、なんて言うのかな、実効性の高い数字、これをやっぱり望んでるわけですから、今後ともですね、その辺を留意して予算の組み立てをお願いしたいなというふうに思ってます。答弁要りません。

委員長 ほか、井澤委員。

井澤委員 7番井澤です。インフルエンザの接種についてお伺いしたいと思います。電話による申し込みによって接種月日が決まっているというのですが、町内の高齢の方から、電話で申し込んでから、接種を受けられるのが2か月後だと言われたということですが、それは実際にそのような状況なのでしょうか。

委員長 病院事務長。

病院事務  
長 インフルエンザの予防接種につきましては、一応予約というかたちでとらせてもらってます。1日の人数の制限がありまして、その中で11月から始めるんですけども、順次予約を受け付けて、いっぱいになると、そういうような状況になることもあったかと思えます。

委員長 井澤委員。

井澤委員 残念ながら私は他の病院で接種を受けているんですけども、接種が可能になる10月から受けて早々に、私は受けるようにして、インフルエンザにかからないように努めているんですが、他の病院で10月からできるんですが町立病院

で、なぜ11月からでなきゃ接種ができないんでしょうか。

委員長 病院事務長。

病院事務長 インフルエンザの流行する時期に合わせて予防接種の期間を設定しているということもありますし、今年からですね、そういうことであれば、時期を早めて接種するということが可能かと考えますので、その辺については、今後、医師等も含めて協議をさせていただきたいと思います。

委員長 井澤委員。

井澤委員 そして午後だけの接種ということになっている理由はどういうことなんでしょうか。

委員長 病院事務長。

病院事務長 内科外来をやっていますので、その中で、予防接種をすると、内科外来に来た患者さんを待たせることもあるということで、午後からということと、それから午後については比較的患者さんも午前よりかは少ないので、そういうことで、医師との協議のなかで午後からということにさせていただいております。

委員長 井澤委員。

井澤委員 高齢の町民の方から2か月後と言われたということを知って、僕は町立で予約して、受けてなかったものでびっくりしたんですけども、私が行く病院では、行けばすぐに朝からでもやってくれるのが、それが当たり前かと思ってたんですけども、そうじゃないということ聞きまして、新しい病院の建設にあたって、今、千葉議員等の質問にあったように、どのような採算を立てていくかっていうこととのなかで、償還金もまた、新たに発生するなかで、少しでもその町立病院が良いと選ばれて、患者さんがやってくることが望ましいし、インフルエンザの接種の方々についても、この患者数の集計の中に含まれてると思いますが、私の感覚でいくと、あるいは町民の感覚でいくと、電話予約して2か月後に来なさいと言われて、高齢者の方だったら、2か月の予定をどうやって立てるのか。足について、自分で車を運転される方は、手帳でもカレンダーなんかにかいたりできるかもしれませんが、それも11月から始まるということになると、流行の時期について何か学説があるかどうか分かりませんが、明らかになにかどっかで手落ちがあるような感じがするのですが、やっぱり、申し込みで人数のことがありますけれども、その辺について、やっぱり町民が申し込んでから、できるだけ早くに受けられるような、そのような方法に

ついて検討できないものでしょうか。

委員長 病院事務長。

病院事務  
長 予防接種の方法につきましてはですね、医師も含めて、医師の考えもあります  
ので、その中で今後、多くの方が受けられるように検討させていただきたいと  
思います。

委員長 井澤委員。

井澤委員 病院長はよく医師の考えがあるということなんだけれども、医師の考えが大事な  
のか町民の健康が大事なのかといったときには、明らかに町民の健康のほうが  
大事だと思うので、その辺のところのいつもの発言のなかで何か勘違いをされ  
てるんじゃないかと思うんですね病院長は。勘違いの中に、私は1年生議員で  
すので、初めてですけども、前回補正予算のところ、病院から4300万く  
らいの繰入金のことがありましたけれども、それに関して病院長が来て説明する  
ということがなくて、病院事務長が説明してますけれども、病院も医師という意  
味では、病院事務長も医師の代表だと思えますけれども、そういう具体的に、町  
民が感じる診療に対する不満とか不都合ということをして、その結果赤字が発  
生してても、院長っていうのは何もこういう場で釈明するとか説明するとか、  
そういう必要は平取町の病院ではないんでしょうか。

委員長 病院事務長。

病院事務  
長 確かに、病院の管理者は院長ということになりますけれども、経営につきまし  
てもですね、院長と相談しながらこうやっている部分もありますけれども、こ  
ういう場に出てきてですね、院長が答えるということはないというふうに考え  
ております。

委員長 井澤委員。

井澤委員 そうすると、他の議員さんからもご質問にあったとおり、町民が入院を拒否さ  
れたなんてことも含めてですね、やはり病院事務長が日常的なところで、医師、  
それは病院長も含めてですけども、医師に対してどのような町民の意向とか希  
望とか、そういうものをやる窓口は、病院事務長しかいないですけども、どう  
も病院事務長の発言聞くと「医師が、医師が」っていうところがあるんですが、  
病院事務長の意識というか医師が大事じゃないか、そうしなければ、病院に多  
くの患者さんを、この計画どおり迎えて、そして新しい病院を建てて、償還も  
繰入金を増やすことなくできる、その辺のところに病院事務長の立場とい

うのは僕はとても重要だと思うんですけども、その辺の認識についてはいかがでしょうか。

委員長 病院事務長。

病院事務長 医師の勤務についてはですね、外来ばかりでなく、入院、当直等、非常に勤務条件が厳しいものになっているというふうに思っております。その中で、さらに、時間を増やして診療するですとか、そういうことはなかなか厳しいのかなというふうには考えております。確かに、町民あつての病院ということになりますけれども、そういう医師の勤務体制も含めたなかで協議させていただいて、病院を運営していきたいというふうに考えております。

委員長 ほかございませんか。なければ、病院6ページ。なければ、次に収益的支出の質疑を行います。病院7ページ、質疑ございませんか。8、9ページ。10、11ページ。12、13ページ。次に、病院14ページの資本的収入の質疑を行います。質疑はございませんか。井澤委員。

井澤委員 枠二つ目の建築実施設計、用地買収、物件補償、この辺のところの用地買収、物件補償の進捗が順調であるから、この予算計上もできたかと思うんですがその辺の内容については、説明いただけますでしょうか。

委員長 病院事務長。

病院事務長 用地買収、物件補償の関係なんですけども、昨年6月に関係者に対する説明会を開かせていただいております。その中で事業の経過等を説明しておりまして、その後、個人的に、さらに詳しく事業の経緯等を説明しながらおおむね了解は得ていると認識しております。予算につきましては28年度に正式に、また交渉しまして、契約をさせていただきたいというふうに考えております。

委員長 よろしいですか。井澤委員。

井澤委員 そうすると、契約が進んだ場合は、28年度で補正予算で出てくるというようなことの可能性もあるんでしょうか。ごめんなさい。この金額の中で、十分に良いということですね。

委員長 病院事務長。

病院事務長 14ページの関係の部分は、収入ですけれども、一応支出のほうで予算に出ていますけれども、その範囲内で契約、交渉をしたいというふうに考えております。

委員長

ほかございませんか。次に病院15ページ、資本的支出の質疑を行います。質疑ございませんか。以上で平成28年度平取町国民健康保険病院特別会計の質疑を終了します。

以上をもって、議案第13号から議案第18号までの、平成28年度平取町各会計予算に対する質疑を終了いたします。

次に討論を行います。議案第13号、平成28年度平取町一般会計予算に対する反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、議案第13号、平成28年度平取町一般会計予算については原案のとおり可決いたします。

続いて議案第14号平成28年度平取町国民健康保険特別会計予算に対する反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、議案第14号、平成28年度平取町国民健康保険特別会計予算については、原案のとおり可決いたします。

続いて議案第15号、平成28年度平取町後期高齢者医療特別会計予算に対する反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、議案第15号平成28年度平取町後期高齢者医療特別会計予算については原案のとおり可決いたします。

続いて、議案第16号平成28年度平取町介護保険特別会計予算に対する反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、議案第16号、平成28年度平取町介護保険特別会計予算については原案のとおり可決いたします。

続いて、議案第17号、平成28年度平取町簡易水道特別会計予算に対する反

対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、議案第17号、平成28年度平取町簡易水道特別会計予算については原案のとおり可決いたします。

続いて、議案第18号、平成28年度平取町国民健康保険病院特別会計予算に対する反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、議案第18号、平成28年度平取町国民健康保険病院特別会計予算については原案のとおり可決いたします。

以上で本委員会に付託されました、平成28年度平取町各会計予算の審査は終了いたしました。本日の委員会はこれで終了いたします。お疲れさまでした。

(閉 会 午前11時15分)